

## 留萌市地域おこし協力隊（健康分野）募集要項

### 【はじめに】

留萌市は、北海道の日本海に面した北西部に位置し、南北には暑寒別天売焼尻国定公園が連なり、日本海に沈む夕陽が美しいみなとまちです。

留萌市の人口は、昭和42年に約4万3千人とこれまでのピークを迎えましたが、昭和43年頃から転出者の増加や基幹産業である漁業・水産加工業の衰退とあいまって人口減少に拍車がかかり、その後も留萌市の人口を支えてきた官公庁の統廃合が進み、現在の人口は約2万2千人にまで減少しています。一方、地域の高齢化率は年々上昇しており、平成28年度末に35%を超え、今後も増加していくことが見込まれています。

このような中、留萌市の高齢者がいつまでも安心して暮らし続けられるまちづくりを推進していくためには、地域の多様な主体が連携を密にしながら地域特有の高齢社会を取り巻く課題に対応していくことが求められます。

留萌市では、全国に19か所、道内では唯一の「健康の駅」を設置しており、市民の健康づくりと地域医療の確保、地域包括ケアの推進などに取り組んでおり、留萌の顔となっています。

この健康の駅を拠点に、高齢者の特質や生活、介護などに関する基礎的知識を有し、地域の個性や課題を読み解きつつ、高齢者に係わる社会資源をコーディネートして有機的に連携させることのできる人材となる「地域連携サポート推進員」を養成し、新たな雇用の場の創出による移住・定住促進を進めることを目的として、次のとおり「留萌市地域おこし協力隊」を募集いたします。

この地域おこし協力隊活動期間終了後に、留萌市内において就労または起業し、「留萌に定住したい」という強い思いを持った方々の応募をお待ちしています。

### 【募集概要】

#### 1 留萌市地域おこし協力隊募集人員 (2名)

- (1) 地域包括ケアの推進を軸とした健康づくり関連人材等の連携支援活動

#### 2 業務概要

- (1) 基本活動

- ・ 地域連携サポート推進員養成研修カリキュラムの構築
- ・ 地域包括ケアに係る健康づくり関連人材等の連携支援
- ・ 地域連携サポート推進員を目指す人材の研修受入、地域包括ケアの推進に貢献する新たな法人（NPO等）の設立及び運営支援

- (2) 地域おこし活動
  - ・ 地域の課題や困りごとなど地域ニーズの把握
  - ・ 地域ニーズの解決に向けての活動
- (3) 生活基盤形成活動
  - ・ 協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）個々の適性に合わせながら、本事業終了後の定住に向けた基礎の構築活動

### 3 募集対象

- (1) 現在、三大都市圏や都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域）に現に住所を有し、採用後に留萌市に住民登録を移し居住できる満20歳以上の方
  - ※ 詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の北海道留萌市の欄をご覧ください。
- (2) 普通運転免許を取得し、勤務開始時点で1年以上経過している方
- (3) 電子メール等、パソコンを日常的に利用している方
- (4) 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方
- (5) 地域住民やNPOなどの関係機関・団体などと協力しながら、地域を元気にするために精力的に活動できる方
- (6) 活動終了時に起業又は就業して留萌市に定住する意欲のある方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

### 4 勤務地

るもい健康の駅及び保健福祉センターは一とふる ほか市内一円

### 5 勤務時間等

- (1) 週4日間、29時間
- (2) 勤務日時等については、協力隊員との協議の上、季節や業務の内容により変動する場合があります。

### 6 雇用形態・期間等

- (1) 留萌市の嘱託職員として、留萌市長が委嘱します。
- (2) 委嘱期間は、採用の日から平成31年3月31日までとします。その後、1年を超えない範囲において、留萌市長が委嘱更新の判断をし、最長期間は、委嘱の日から3年までとします。
- (3) 協力隊員として相応しくないと市長が判断した場合、任期中であっても任用を取り消す場合があります。

## 7 待遇・福利厚生等

- (1) 報酬月額 月額175,700円
  - ・ 上記に、月額27,000円を上限に家賃の実費相当額を支給します（家賃に食費等が含まれている場合は、留萌市の定める基準に準じて算出した額とします）。
  - ・ 上記から税、社会保険料等の自己負担分が差し引かれます。
- (2) 通勤手当 留萌市の定める基準により支給します。
- (3) パソコン 必要に応じて、パソコンを貸与します。
- (4) 使用車両 必要に応じて、留萌市公用車を使用します。
- (5) 社会保険等 厚生年金・社会保険等に参加します。
- (6) 年次有給休暇 労働基準法等関係法令によります。
- (7) 実践活動 協力隊員の勤務を要する時間以外の活動として、市長が認める範囲で次の実践活動を行うことができます。
  - ① 基本活動及び地域協力活動に関連し実施する活動において、その活動に対する対価等を得る活動
  - ② 地域おこし活動期間終了後の定住に向けた基礎の構築活動に必要な実証活動において、その活動に対する対価等を得る活動

## 8 応募手続

- (1) 応募受付  
平成30年2月5日(月)必着
  - ※ 勤務開始月は平成30年4月からとなりますが、協力隊員との調整により決定します。
- (2) 提出書類
  - ① 写真付履歴書及び職務経歴書を郵送してください。
    - ※ 必ず次の事項を明記ください。
      - ・ パソコンからの電子メールが受信可能なメールアドレス
      - ・ 希望業務（「1 留萌市地域おこし協力隊募集人員」の業務名）
  - ② お問い合わせ、応募先

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地 留萌市役所 地域振興部 政策調整課 まちづくり推進係 Mail : kikaku@e-rumoi.jp TEL : 0164-42-1809 FAX : 0164-43-8778
---

## 9 選考

- (1) 書類選考の上、結果を電子メールにて通知します。
- (2) 書類選考合格者を対象に、平成30年2月中旬以降に留萌市内で面接試験を実施

する予定です。

面接日時等の詳細につきましては、書類選考結果の際に電子メールで通知します。

(3) 選考結果は、3月中旬までに文書で通知します。

## 10 その他

(1) 次に該当する場合は、採用を取り消す場合があります。

- ・ 採用決定前に留萌市内に住民登録を移動させた場合
- ・ 申込資格がないこと、申込書の記載事項に事実と異なること等が判明した場合

(2) 日常の生活等の移動手段として、自家用車の持ち込みをお勧めします。

(3) 選考の経過や結果についてのお問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

(4) 提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。

(5) 応募人数の多少にかかわらず、採用しない場合もあります。

(6) 面接試験のための交通費等及び着任のための引っ越し費用・交通費は支給いたしません。

(7) その他不明な点がある場合は、別紙1の質問書により、電子メールによりお問い合わせください。

※ 行き違いを防止するため、お電話での質問は原則受け付けません。

質問に対する回答は、質問者に対して電子メールで回答します。

別紙1「質問書」

平成 年 月 日

留萌市地域振興部政策調整課  
まちづくり推進係 行

住 所  
氏 名  
メールアドレス

留萌市地域おこし協力隊応募に関する質問事項について  
留萌市地域おこし協力隊の応募に関して、下記のとおり質問いたします。

記

1 質問内容